

平成 29 年 7 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社USEN
代 表 者 名 代表取締役社長 田村公正
(JASDAQ・コード番号：4842)
問 合 せ 先 取締役副社長執行役員 CFO 馬淵将平
電 話 番 号 (03-6823-7015)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更、並びに株式会社U-
NEXTとの間の経営統合に伴う合併契約の締結及び会社分割に係る承認決議
に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 6 月 19 日付で開示いたしました「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更、並びに株式会社U-NEXTとの間の経営統合に伴う合併契約の締結及び会社分割による持株会社体制への移行に関するお知らせ」(その後の訂正を含み、以下「当社平成 29 年 6 月 19 日付プレスリリース」といいます。)にてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議しましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

その結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定めるJASDAQスタンダード市場(以下「JASDAQ」といいます。)における上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、平成 29 年 7 月 11 日から平成 29 年 8 月 9 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 29 年 8 月 10 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式をJASDAQにおいて取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

なお、当社平成 29 年 6 月 19 日付プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社は、同日付で、株式会社U-NEXT(以下「U-NEXT」といいます。)との経営統合及びそれに伴う持株会社体制への移行のため、吸収分割承継会社として新たに設立した当社の完全子会社3社との間でそれぞれ吸収分割契約(以下、総称して「本吸収分割契約」といいます。)を締結し、また、当社の親会社であるU-NEXTを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約(以下「本合併契約」といいます。)を締結しております。本臨時株主総会において、本吸収分割契約及び本合併契約の承認に係る議案を付議したところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、当社平成 29 年 6 月 19 日付プレスリリースにてお知らせしましたとおり、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)についてご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

平成 29 年 8 月 16 日（予定）をもって、平成 29 年 8 月 15 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する当社株式 29,435,112 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

207,148,886 株

④ 効力発生前における発行済株式総数

207,148,891 株

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

5 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

18 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社 U-NEXT SPC 1（以下「公開買付者」といいます。）及び宇野康秀氏（以下「宇野氏」といいます。）が当社株式のすべて（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなり、これら以外の当社の株主の皆様が所有する当社株式の数は 1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（その合計数に 1 株に満たない端数が生ずる場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社株式を当社又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭を交付いたします。

当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（但し、当社を除きます。）の皆様及び 1 株に満たない端数に相当する当社株式を所有する宇野氏に交付される金銭の額が、本公開買付けにおける買付け等の価格（普通株式 1 株につき、461 円。）に当該株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定したうえで、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。

2. 第 2 号議案（定款の一部変更の件）

当社は、当社平成 29 年 6 月 19 日付プレスリリースにてお知らせしましたとおり、以下の内容の定款変更についてもご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

会社法第 182 条第 2 項により、本株式併合に伴い当社株式の発行可能株式総数につき、18 株に減少する旨の定款の変更がなされたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映してより明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）の記載を修正するものであります。

また、本株式併合の効力が生じた場合には、当社株式は JASDAQ における上場廃止基準に該当しますので、平成 29 年 8 月 10 日をもって上場廃止になる予定です。本議案は、かかる上場廃止に伴い、会社法第 214 条に基づき株券発行会社に移行するため、当社が発行する株式に係る株券を発行する旨の定めを設けるものであります。

また、本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は 5 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社株式の単元株式数に関する規定を廃止するため、定款第 8 条（単元株式数）及び第 9 条（単

元未満株主の権利制限) を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

3. 本株式併合の日程

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ① 本臨時株主総会開催日 | 平成 29 年 7 月 11 日 |
| ② 整理銘柄指定 | 平成 29 年 7 月 11 日 (予定) |
| ③ 当社株式の最終売買日 | 平成 29 年 8 月 9 日 (予定) |
| ④ 当社株式の上場廃止日 | 平成 29 年 8 月 10 日 (予定) |
| ⑤ 株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 8 月 16 日 (予定) |

以 上